

令和4年6月13日

関係団体 各位

かなざわ在宅 ICT ネット  
代表 大野 秀棋  
いしかわ 921 在宅ネットワーク  
代表 大和 太郎  
金沢元町在宅医療を考える会  
代表 土原 一真  
りくつなケアネット金澤  
代表 清水 雄三

「病院・地域包括・ケアマネジャーとの連携ルール」の策定  
およびその他関連するルールのご案内について

初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、病院での入院時や退院時において、患者とこれまで係っていた医療関係者との関係が切れることがあるとの指摘がなされており、その対応は各病院に委ねられていたところでした。

そのため、かなざわ在宅 ICT ネットでは、病院および地域包括・ケアマネジャーを繋ぎ、切れ目のない医療・介護を実現するため、別添の通り「病院・地域包括・ケアマネジャーとの連携ルール」を策定いたしました。

つきましては、貴団体の会員にご周知いただき、当連携ルールの推進にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、石川県在宅医療推進協議会・金沢市医師会・石川県薬剤師会でそれぞれ関連するルールが策定されております。こちらもご参考に同封いたしますのでご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

かなざわ在宅 ICT ネット事務局 担当小林  
920-0912 金沢市大手町 3-21 金沢市医師会内  
TEL (076) 263-6721 FAX (076) 223-7079  
E-mail ictnet@kma.jp

## 入院されたとき

★病院 → ★患者または家族

- ①担当ケアマネジャーがいるかどうか確認する
- ②地域包括支援センター（以下、包括）やケアマネに連絡を取っていいか同意をとる

担当ケアマネジャーが分かるとき

3日以内（目安）

★病院

- ・入院日時
- ・病名
- ・入院期間の見込の連絡

7日以内（目安）

★ケアマネジャー

- 1当該利用者の入院日
- 2心身の状況  
(疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)
- 3生活環境  
(家族構成、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)
- 4サービスの利用状況

担当ケアマネジャーが分からないとき  
(※決まっていないとき、連絡先が分からない)

3日以内（目安）

★病院

- ・入院日時
- ・病名
- ・入院期間の見込の連絡

★包括

- ・担当ケアマネジャーの有無（連絡先）
- ・要介護認定の有無
- ・相談履歴の有無、家族の連絡先等
- ※相談履歴がないと返答できない場合あり

## 退院されるとき

★病院

- ①退院調整を誰（MSW?退院調整Ns?病棟?）が行うか決める
- ②退院後の目標設定を、院内チームに包括やケアマネジャーを交えて行う  
※転棟・転院時は、包括やケアマネジャーから受けた情報の伝達を必ず行う

担当ケアマネジャーがいる場合

適宜連携

★包括・ケアマネジャー  
入院中の状態（現状）を確認

※サービス調整に1週間は要するため  
退院10日前（目安）

★病院  
包括もしくはケアマネジャーに退院の期日を連絡

退院日

★病院  
サマリー等情報連携シートを包括・ケアマネジャーに交付

担当ケアマネジャーがいない場合

退院を見越した介護申請を行う※認定結果が出るまでにおおよそ30日間程度の期間を要する  
ケアマネ選定など、包括に事前に相談する※ケアマネが事前に関わっている可能性があるため

入院時に取得が可能な加算

入院時情報連携加算

入院後3日以内

イ) 入院時情報連携加算（Ⅰ）  
200単位

入院後4日以上7日以内

ロ) 入院時情報連携加算（Ⅱ）  
100単位

●提供方法●

書面

面談

電話

FAX

※加算については、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）のみ取得可能

（参考）運営基準 第4条

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

退院時に取得が可能な加算

退院・退所加算

カンファレンス参加なし

連携1回 450単位

連携2回 600単位

連携3回 ×

カンファレンス参加あり  
(1回以上)

連携1回 600単位

連携2回 750単位

連携3回 900単位

※加算については、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）のみ取得可能

●カンファレンス（定義）●

診療報酬上の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの

合計4者以上が集まる必要あり

1者以上

入院中の  
医療機関の医師  
又は看護師等



以下から3者以上

在宅介護担当  
医療機関の  
医師又は看護師

歯科医師若しくは  
その指示を受けた  
歯科衛生士

保険薬局の  
保険薬剤師

介護支援専門員・  
相談支援専門

訪問看護ステーションの看護師（准看護師除く）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等